150
45.2

福県医発第342号（地）
令和４年４月28日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　蓮澤浩明
（公印省略）

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」周知のためのリーフレットの送付について（周知依頼）

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、平成31年４月24日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（以下、「法」という。）が施行され、法の円滑な施行に向けて、毎年度周知を依頼しているところです。

今般、福岡県保健医療介護部より、別添のとおり厚生労働省及び福岡県作成の本制度の周知を図るためのリーフレットについて、周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、リーフレットの電子データは厚生労働省ＨＰ（https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyuuseiichijikin_04351.html）よりダウンロードできますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事　橋本朋也
会長　島田昇二郎

４　健　第　１　９　号
令和４年４月２１日

公益社団法人福岡県医師会会長
公益社団法人福岡県病院協会会長
一般社団法人福岡県私設病院協会会長
一般社団法人福岡県精神科病院協会会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
福岡県産婦人科医会会長
福岡県泌尿器科医会会長
殿

福岡県保健医療介護部長
（健康増進課母子保健係）

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」
周知のためのリーフレットの送付について（周知依頼）

平素より、本県の母子保健行政に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成３１年４月２４日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、法の円滑な施行に向けて、毎年度周知をお願いしているところですが、今年度においても引き続き周知にご協力をいただきたいと考えております。

つきましては、下記リーフレットを送付しますので、貴会会員の医療機関に対し、周知くださいますようお願い申し上げます。

記

・旧優生保護法一時金リーフレット（厚生労働省）　１部
・旧優生保護法一時金リーフレット（福岡県版）　１部

※リーフレットの電子データは厚生労働省 HP（以下 URL）でダウンロードできます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyuuseiichijikin_04351.html

［お問い合わせ先］
〒812-8577
福岡市博多区東公園 7-7
福岡県保健医療介護部　健康増進課
母子保健係　中島
TEL　092-643-3307

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

一時金を受けとることができます。

「旧優生保護法一時金支給法」の趣旨について

平成31年４月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。

法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。

法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

対象となる方

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

① **昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術（生殖を不能にする手術）を受けた方**
（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）

② **①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方**
（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

一時金の金額

320万円（一律）です。

※支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

請求手続きについて

- **請求期限は、平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内です。**
- **お住まいの都道府県の窓口に請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。**
- **請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。**

請求書の記載事項や添付書類について

▶請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載してください。

▶請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。

- **住民票の写し**など請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
- 現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての**医師の診断書**（特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください）
  ※心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能となりますので、都道府県の窓口にご相談ください。
- 上記の診断書の作成に要する費用が記載された**領収書**など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
- その他請求に係る**事実を証明する資料**（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関などから入手した優生手術などの実施に関する書類など）
- 一時金の振込みを希望する**金融機関の名称及び口座番号**を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）

お問い合わせ先

▶具体的な一時金の請求や相談に関することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。**各都道府県の窓口**については、**裏面**をご覧ください。

▶また、**厚生労働省**にも一時金の制度全般に関する**相談窓口**を設置しています。**裏面**をご参照ください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コード（Uni-Voiceコード）です。

都道府県　受付・相談窓口　一覧

令和2年1月6日現在

No.	都道府県	窓口	電話・FAX・✉メールアドレス・🌐ホームページ
1	北海道	旧優生保護法に関する相談支援センター	電話 0120-031-711(専用)　FAX 011-232-4240　✉ hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 017-734-9056(専用)　FAX 017-734-8091　✉ kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口、県保健所	電話 019-624-6015(専用)　FAX 019-629-5464　✉ AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 022-211-2322(専用)　FAX 022-211-2591　✉ kodomoj@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 018-860-1431(専用)　FAX 018-860-3821　✉ hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 023-630-2459(専用)　FAX 023-625-4294　✉ yusei@pref.yamagata.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294(専用)　FAX 024-521-7747　✉ kosodate@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270(専用)　FAX 029-301-3264　✉ shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064　FAX 028-623-3070　✉ boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 027-226-2606　FAX 027-223-6526　✉ jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 048-831-2777(専用)　FAX 048-830-4804　✉ a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 043-223-2332(児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター FAX 043-224-4085 🌐 https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html
13	東京都	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 03-5320-4206(専用)　FAX 03-5388-1401　✉ S0410109@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250(専用)、045-210-4727　FAX 045-210-8860　🌐 https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=SF1383
15	新潟県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 025-280-5197　FAX 025-285-8757　✉ ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-444-3525(専用)　FAX 076-444-3496　✉ akenko@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-225-1495(専用)のほか県内各保健福祉センター　FAX 076-225-1423　✉ yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	健康福祉部子ども家庭課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0341(子ども家庭課)のほか県内各健康福祉センター　FAX 0776-20-0640(子ども家庭課)のほか県内各健康福祉センター　✉ kodomo@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 055-223-1360(専用)　FAX 055-223-1475　✉ kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 026-235-7143(専用)　FAX 026-235-7170　✉ boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877(専用)　FAX 058-278-3518　✉ yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 054-221-3157(専用)　FAX 054-221-3521　✉ kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 052-954-6009(専用)　FAX 052-954-6920　✉ kokoro@pref.aichi.lg.jp　🌐 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/yuusei-ichijikin.html
24	三重県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 059-224-2260(専用)　FAX 059-224-2270　✉ kodomok@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 077-528-3653　FAX 077-528-4857　✉ eg0002@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル	電話 075-451-7100(専用)　FAX 075-414-4586　✉ kyuho-ichijikin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 06-6944-8196(専用)　FAX 06-6910-6610　✉ ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439(専用)　FAX 078-362-3913　✉ kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0742-27-8643(専用)　FAX 0742-27-8643　✉ kenkou@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 073-441-2642(健康推進課)のほか県保健所　FAX 073-428-2325　✉ e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧優生保護法下で不妊手術を受けられた方等の相談窓口	電話 0857-26-7158(福祉保健課)のほか県内総合事務所　FAX 0857-26-8116(福祉保健課)のほか県内総合事務所　✉ yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0120-012974(専用)、0852-22-6625(専用)　FAX 0852-22-6328　✉ yuuseisoudan@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870(専用)　FAX 086-226-7871　✉ yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 082-227-1040(専用)　FAX 082-502-3674　✉ fukosodate@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 083-933-2946(専用)　FAX 083-933-2759　✉ a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	電話 088-621-2300(専用)のほか県保健所　FAX 088-621-2841　✉ kenkoudukurika@pref.tokushima.jp
37	香川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 087-832-3900(専用)　FAX 087-806-0207　✉ kosodate@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 089-912-2405(健康増進課)のほか県保健所　FAX 089-912-2399(健康増進課)のほか県保健所　✉ healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 088-823-9727(専用)　FAX 088-873-9941　✉ yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 092-632-5175(専用)　FAX 092-643-3271　✉ kenko@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法一時金請求相談窓口	電話 0120-525-856(専用)　FAX 0952-25-7300　✉ kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 095-895-2446(専用)　FAX 095-825-6470　✉ s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 096-333-2352(専用)　FAX 096-383-1427　✉ yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760(専用)　FAX 097-506-1735　✉ sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0985-26-0210(専用)　FAX 0985-26-7336　✉ kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 099-286-3374(専用)　FAX 099-286-5560　✉ ichijikin@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	保健医療部地域保健課母子保健班	電話 098-866-2215　FAX 098-866-2241　✉ aa090701@pref.okinawa.lg.jp

厚生労働省旧優生保護法一時金相談窓口

電話番号　03-3595-2575　　FAX　03-3595-2753

✉ メールアドレス　ichijikin@mhlw.go.jp

受付時間　9:30～18:00(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

※窓口に関する詳細は、厚生労働省ホームページや各都道府県のホームページなどをご確認下さい。

厚生労働省のホームページ

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

○　平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。

○　法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。

○　法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

1．一時金の対象となる方について

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方
（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）

② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方
（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

2．一時金の請求手続きについて

・お住まいの都道府県の窓口に請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。

・請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。

・請求期限は、平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内です。

※ 請求書の記載事項や添付書類については裏面をご覧下さい。

3．一時金の金額

・一時金の額は、320万円（一律）です。
・支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

4．お問い合わせ先

＜福岡県旧優生保護法一時金受付・相談窓口＞
電話番号　０９２-６３２-５１７５
メールアドレス　ichijikin@pref.fukuoka.lg.jp
受付時間　９：００～１７：１５（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）
所在地　福岡県福岡市博多区東公園７番７号
福岡県庁舎２Ｆ　保健医療介護部健康増進課

＜厚生労働省　旧優生保護法一時金電話相談窓口＞
電話番号　03-3595-2575　FAX　03-3595-2753　メールアドレス　ichijikin@mhlw.go.jp
受付時間　９：30～18：00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

福岡県
Fukuoka Prefecture

請求書の記載事項や添付書類について

●請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載して下さい。

●請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。

- 住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
- 優生手術などを受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書
- 上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
- 一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）
- その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など）

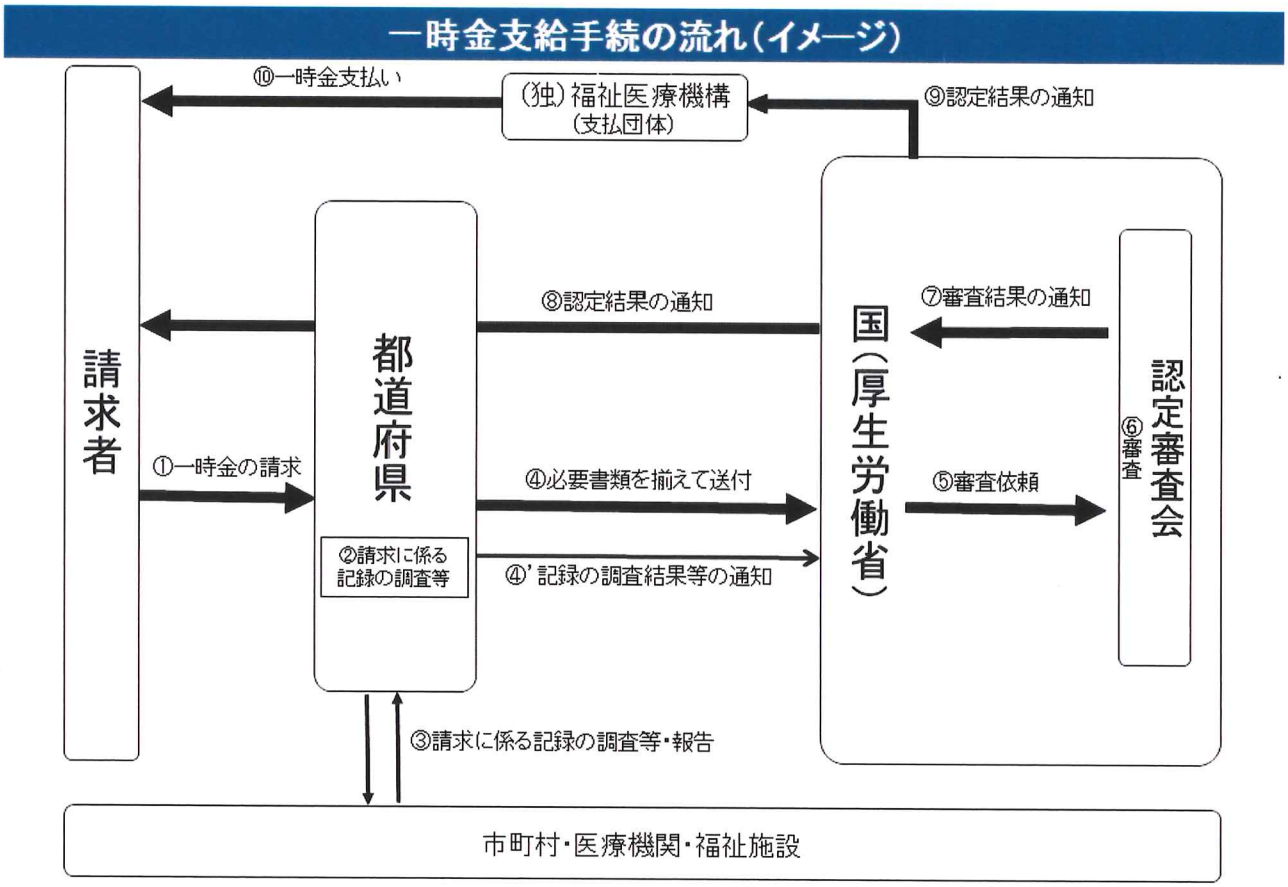

※ 上記の流れは、現在居住している都道府県内で手術を受けていた場合。現在居住している都道府県以外で手術を受けていた場合は、請求は、現在居住している都道府県に対して行い、調査等については、国（厚生労働省）からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施。

※ 請求者が、記録等により一時金の支給対象者に該当することを確認できる場合には、⑤～⑦は省略。